

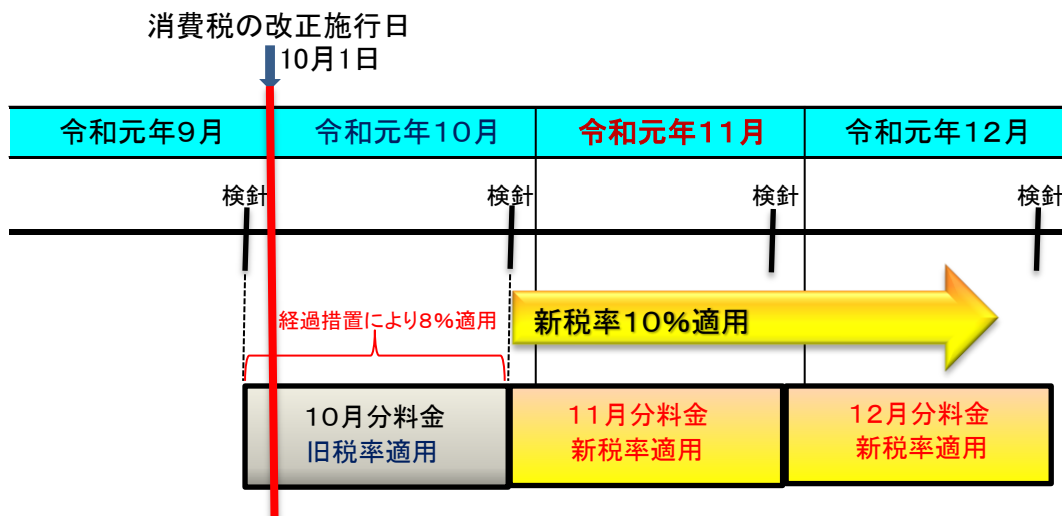
## 水道料金・下水道使用料の消費税率が10%に変わります

令和元年10月1日からの消費税率の変更に伴い、水道料金・下水道使用料に係る消費税率が8%から10%に引き上げられます。

水道料金等は消費税の適用経過措置により、消費税法及び地方税法の改正施行日前から継続して使用していた場合は、旧税率を適用することになっています。

下図のように10月検針分までは経過措置の適用対象となる料金があり、8%税率(旧税率)での計算となります。改正後の料金(新税率10%)は、令和元年11月検針分(12/10に納付書発送)からの適用となります。

皆様のご理解ご協力よろしくお願いたします。



[詳しい内容は、こちらへ](#)

与那原町上下水道課